

リフト付タクシー等整備事業について

第1 監査の結果

平成14年7月末におけるリフト付タクシーの整備数は122両と予定数を大きく下回っていることから、局は、事業者に対し積極的な働きかけをするなどし、平成16年度における整備計画の達成に向け特段の努力を図る必要がある。

平成14年7月末現在、リフト付タクシーの整備を行った事業者は21社と極めて少なく、局は、さらに、リフト付タクシー事業の目的・意義について事業者に一層の理解を求め、新たな事業者の参入を促すことが望まれる。

局は、区市町村が実施する福祉輸送サービスと相まって、リフト付タクシー事業が目的に沿って、より効果的・効率的に行われるよう一層の努力が望まれる。

第2 事業の概要

リフト付タクシー等整備事業（以下「リフト付タクシー事業」という。）は、平成12年12月に策定された福祉改革推進プランにおいてバリアフリー化緊急整備4事業のうちの1事業と位置づけられ、高齢者や障害者をはじめ、誰もが利用しやすいリフト付タクシー、スロープ付タクシー及び回転シート付タクシー（以下「リフト付タクシー」という。）を整備することにより、移動手段の充実及び多様化を図るものである。

当該事業は、区市において従来から実施しているリフト付乗用自動車運行事業（以下「福祉タクシー事業」という。）では、予約、利用時間及び運行範囲などの面から、車イスを使用する身体障害者や外出に支障がある高齢者等の移動手段が十分に確保されているとはいえないとして、緊急時や夜間にも対応できる「リフト付の一般タクシー」の車両台数を増やすことにより、利用者の需要に応えようとするものであるとしている。

リフト付タクシー事業は、道路運送法（昭26年法律第183号）に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営むタクシー事業者（以下「事業者」という。）を対象とし、事業者が購入した車両にリフト等を整備するもので、平成12年度から平成16年度までに600両を整備するとしている。

局は、整備計画に沿った車両の導入を図るため、次のとおり、整備費の一部を補助することとしている（リフト付タクシー等整備事業補助要綱）。

リフト付車両又はスロープ付車両については、補助対象経費の1/2以内で、1車両当たり100万円を限度とし補助する。

回転シート車両については、リフト付車両又はスロープ付車両を導入した事業者を対象として、補助対象経費の1/2以内で、1車両当たり20万円を限度とし補助（リフト付車両又はスロープ付車両を1両導入した事業者に対し5両までを補助対象とする。）する。

なお、リフト付タクシーは、一般タクシーと同様に、「いわゆる流し営業」を行っており、通

常のタクシーとしての利用が可能であり、料金体系は一般のタクシーと同一となっている。

平成13年度の事業費は、リフト付タクシー60両の整備費として、4,380万円の補助金を交付している。

リフト付車両：車イスに乗ったままでも乗降できるようにリフト（車イス自動昇降装置）を設置したワンボックス型の車両

スロープ付車両：車イスに乗ったままでも乗降できるようにスロープ（車イス対応傾斜板）を設置したワンボックス型の車両

回転シート車両：回転シート仕様及び車イス収納装置を設置したセダン型の車両

〔スロープ付車両〕



〔スロープ付車両への乗車状況〕



第3 監査の観点、範囲、期間及び対象

今回の監査においては、整備計画数は需給予測等を考慮したうえで算定されたものであるか、事業の目的は達成されているか、類似事業との整合性は図られているかの3つの観点から、リフト付タクシー事業の評価を行った。

また、実地監査は、平成14年9月9日から同月20日までの期間において、福祉局を対象として実施した。

第4 事業評価の結果（観点別）

1 整備計画数は需給予測等を考慮したうえで算定されたものであるか

局は、リフト付タクシーの整備計画数を600両と算定している。その算定については、都内の肢体不自由者数が20万3,401人で、都の人口約1,200万人に占める割合が1.69%となり、それに、都内のタクシー総台数、約36,000両に乗じて求めたものである。

リフト付タクシーの導入目的は、高齢者や障害者をはじめ誰もが乗車可能で、緊急時や夜間又は突然の利用にも対応できる「リフト付の一般タクシー」の車両台数を増やし、利用者の需要に応えるとともに、タクシー業界における福祉対応型タクシーの「呼び水」とするとしており、当面は600両の整備を目指すものである。

リフト付タクシーは、平成12年度から平成16年度までの5年間に、毎年度120両ずつ整備していくこととしているが、表1のとおり、平成12年度39両、平成13年度60両及び平成14年度は7月末現在23両で、計122両と予定整備数を大きく下回る結果となっている。

局は、事業者に対し積極的な働きかけをするなどし、平成16年度における整備計画の達成に向け特段の努力を図る必要がある。

(表1)リフト付タクシーの整備状況

年 度	計画数(両)	整備台数(両)	備 考
平成12年度	120	39	
平成13年度	120	60	
平成14年度	120	23	整備台数は、平成14年7月末現在
累 計	360	122	

2 事業の目的は達成されているか

事業の目的は達成されているかについての検証は、リフト付タクシーの整備状況、リフト付タクシーの利用状況の2つの視点から行った。

(1)リフト付タクシーの整備状況について

局は、事業の実施に当たって、社団法人東京乗用旅客自動車協会ほか5団体に対して事業の紹介及びリフト付タクシーの整備依頼を行ったが、十分に導入が図られていない。

導入しない理由について、個々の事業者の意見について局が集約したのを見ると、

車両の減価償却等、税制面での優遇措置はあるものの、一般車両と比較してリフト付タクシー(ワゴンタイプ)は耐用年数が短い(一般車両は5年であるが3年程度となる。)こと

リフト付タクシーの整備に係る補助はガソリン車に限定されていることから燃料費が多額になること

利用者のリフト付タクシーに対する認知度が低いため、一般車両と比較して収益性の面で不透明なものがあること

車イス利用者への対応等について乗務員教育など新たな負担が生ずることなどが挙げられている。

平成14年7月現在、事業者は約300社あると言われているが、リフト付タクシーの整備を行った事業者は、表2のとおり、21社と極めて少なく、しかも大手事業者にあっては、ほとんどが参入していない。

局は、さらに、リフト付タクシー事業の目的・意義について事業者に一層の理解を求め、新たな事業者の参入を促すことが望まれる。

(表2) リフト付タクシー整備状況

(単位：両、千円)

年 度	導 入 事業者数	リフト付		スロープ付		回転シート		合 計	
		台数	補助額	台数	補助額	台数	補助額	台 数	補助額
平成12年度	11	17	15,634	0	0	22	3,878	39	19,513
平成13年度	16	37	34,895	6	6,000	17	2,905	60	43,800
平成14年度	2	5	2,523	18	2,196	0	0	23	4,719
累 計	29 (21)	59	50,529	24	6,000	39	6,783	122	63,313

(注) 1 平成14年度は平成14年7月末現在である。

2 導入事業者数の()書は、実整備事業者数である。

(2) リフト付タクシーの利用状況について

局は、リフト付タクシーの運行状況や車イス使用者の利用状況等を把握するため、事業者から、整備後1年間の運行状況について、「リフトタクシー等運行状況報告書」(以下「運行状況報告書」という。)を徴することとしている。

平成12年度に整備した車両の運行状況報告書が提出されており、車イス使用者の利用状況について見たところ、監査日(平成14.9.20)現在、表3のとおり、年間で1万8,872人の利用者があり、車両ごとの乗車状況は、表4のとおり、3,000人以上と利用者の多い車両が2両あるのに対し、100人未満となっているものが2両となっている。

事業者によってはリフト付タクシーの利用率を高めるため、独自でパンフレットを2万枚作成し病院や福祉施設等に置かせてもらい、固定客を確保している例もあると言われていることから、局は利用率の向上に向けその方策を検討されたい。

(表3) リフト付タクシーの車イス利用者の年間実績

区 分	整備数(両)	車イス利用者数(人)	備 考
リフト付車両	17	17,242	最多3,387人、最少57人
スロープ付車両	0	0	
回転シート車両	22	1,630	15両は利用者数が無記入
合 計	39	18,872	

(表4) リフト付タクシーにおける車イス使用者の利用内訳

利 用 人 員	車 両 数 (両)
100人未満	2
100人以上～500人未満	4
500人以上～1,000人未満	5
1,000人以上～3,000人未満	4
3,000人以上	2

3 類似事業との整合性は図られているか

リフト付タクシー事業の類似事業としては、当該事業の導入の経緯などからして福祉タクシー事業があり、両事業の事業内容等を比較して見ると表5のとおりとなっている。

局は、福祉タクシー事業について平成4年度から補助事業とし、福祉タクシーの車両の維持管理費に要する経費として、1区市につき、1両に限り、毎年度300万円を限度として補助(リフト付乗用自動車運行助成事業補助要綱)を行っているが、事業を実施している区市は、監査日現在、62区市町村のうち41区市となっている。

この福祉タクシーの利用者は、身体障害者、寝たきりの高齢者で、在住の区市に利用登録した者に限られており、平成14年3月現在の登録者数は、41区市の累計で6万3,505人となっており、補助対象となっている車両の利用実績は、表6のとおりとなっている。

ところで、区市町村は、障害者や高齢者等の輸送関連事業として、福祉タクシー事業に加え、タクシー券等交付事業、自動車運転教習事業、自動車改造費助成事業及び自動車ガソリン車補助事業等(以下「福祉輸送サービス」という。)の各種事業を実施している。

局は、区市町村が実施する福祉輸送サービスと相まって、リフト付タクシー事業が目的に沿って、より効果的・効率的に行われるよう一層の努力が望まれる。

(表5) リフト付タクシー事業と福祉タクシー事業との比較

区 分	リフト付タクシー事業	福祉タクシー事業
目 的	福祉のまちづくりのバリアフリー化の一事業である（高齢者等誰でも利用しやすいリフト付タクシーを整備することにより移動手段の充実、多様化を図る）	純然たる福祉目的である（一般の交通手段の利用が身体障害者、寝たきりの高齢者がリフト付車両を利用することにより社会参加の促進を図る）
実施主体	タクシー事業者	区市町村（タクシー事業者等へ委託）
補助内容	購入経費の一部を100万円を限度に補助	1区市につき車両1両の運行・維持管理等費として300万円を限度に補助
実施状況	21社	22区19市
整備車両数	122両	100両
車両の整備・購入状況	事業者が購入、都が一部を補助する	委託業者に委託（補助を含む）18区市 委託業者所有16区市 自治体購入3市 その他4区市
車両の状況	リフト、30-7°車（車イス1台、定員5人）、回転シート車（車イス収納）	リフト付（車イス2台、ストレッチャー兼用、定員5～8人）
利用対象者	高齢者、障害者をはじめ誰でも利用可能である	身体障害者、寝たきりの高齢者で在住の区市に登録したものに限られる
利用方法	「流し」も可能であるが原則予約が必要	必ず予約が必要
利用料金	・ 一般のタクシー料金と同様 ・ 迎車料金がかかる	・ 原則的に一般のタクシー料金と同様 ・ 12市が無料（駐車料金等を除く）

(表6) 福祉タクシー運行実績

(単位：人、両)

区 分	利 用 人 員				リフト付 乗用自動車数
	障害者	高齢者	介助者等	合 計	
平成11年度	50,075	12,997	34,898	97,970	42
平成12年度	49,930	18,276	40,766	108,972	42
平成13年度	50,123	12,381	44,902	107,406	41

備考：2両以上で福祉タクシー事業を運営している区市があり、平成13年度の全体の利用実績は、補助対象車両を含め延べ100両で運行しており、身体障害者8万5,994人、高齢者2万4,425人、介助者等8万2,292人の計19万2,661人となっている。